

『「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」設立記念シンポジウム』
～保育・幼児教育の質の向上、地方創生・移住促進、森林環境教育・森林ESDの促進に向けて～
於：東京大学本郷キャンパス「安田講堂」

「森と自然を活用した保育・幼児教育」を巡る 自治体の取組の新たな潮流



平成30年10月22日

(公社)国土緑化推進機構
専務理事 沖 修司





【編著】国土緑化推進機構

【編集協力】

森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク

【体裁】B5／192頁／巻頭カラー

【発行日】2018年10月

【発行者】風鳴舎

【価格】2,160円

▼巻頭写真・文

小西 貴士(写真家・森の案内人(インタープリター))

▼巻頭interview

- (1) 汐見 稔幸(東京大学 名誉教授、日本保育学会 会長)
- (2) 秋田 喜代美(東京大学大学院 教授、発達保育実践政策学センター長)
- (3) 尾木 直樹(尾木ママ)(教育評論家、法政大学特任教授、臨床教育研究所「虹」所長)
- (4) 鈴木 みゆき(国立青少年教育振興機構 理事長)

▼COLUMN

- (1) 無藤 隆(白梅学園大学院 特任教授)
- (2) 大豆生田 啓友(玉川大学教育学部 乳幼児発達学科 教授)
- (3) 仙田 満(環境デザイン研究所 会長／東京工業大学 名誉教授)
- (4) 瀧 靖之(東北大学 加齢医学研究所 教授)
- (5) 井上 美智子(大阪大谷大学 教育学部 教授)
- (6) 藤森 平司(新宿せいが子ども園 園長／保育環境研究所ギビングツリー 代表)
- (7) 武田 信子(武蔵大学 人文学部 教授)

▼序章／「森と自然を活用した保育・幼児教育」とは

▼第1章／「森と自然を活用した保育・幼児教育」の教育的意義

▼第2章／「森と自然を活用した保育・幼児教育」が生み出す社会的効果

▼第3章／世界の「森と自然を活用した保育・幼児教育」の社会化の潮流

▼終章／「森と自然を活用した保育・幼児教育」の社会化に向けて

▼事例編(1)／自治体・団体による取り組み事例

- (1) 包括的な取り組み事例(7事例)
- (2) 出前支援・拠点整備等の取り組み事例(10事例)

▼事例編(2)／保育所・幼稚園・認定こども園等による取り組み事例

- (3) 多様な枠組みにおける取り組み事例(12事例)
- (4) 本格的な森林活用事例(3事例)
- (5) 地方創生・拠点整備・地域活用事例(4事例)

I．先進国における「森と自然を活用した保育・幼児教育」

- ①ドイツにおける「森の幼稚園」の制度化
- ②韓国における「森の幼稚園」の制度化

ドイツにおける「森の幼稚園」の普及・発展のプロセス

(参考) 齋藤純子「ドイツの保育制度—拡充の歩みと展望—」『レファレンス』(2011. 2)

1991年 フレンスブルク的女子学生がデンマークの森のようちえんを視察

1993年 フレンスブルグ森の幼稚園設立

幅広い広報？ 森と親しい国民性？

1996年11月 「ドイツ自然と森の幼稚園研究会」設立

2000年10月 「ドイツ自然と森の幼稚園連合会」設立

2002年
320箇所以上

2011年
700箇所以上

2015年
1,500箇所以上

1990年 東西ドイツ統一

(妊娠中絶法統一)

(3歳～の供給率 3割→1998年 9割に)

「妊婦及び家族援助法」

社会法典第8編(児童青少年援助)制定

(幼稚園・全日保育・昼間保育を規定(努力義務))

1992年 「妊婦及び家族援助法」

社会法典第8編(児童青少年援助)改正

(州法の規定を基準に幼稚園(3歳～)入園請求権)

(必要に応じた昼間保育(～3歳)の提供義務)

1999年 「妊婦及び家族援助法」完全施行

(全国で幼稚園入園請求権。全日保育は努力義務)

2005年 「昼間保育拡充法」

(3歳児以上の全日保育(1日6時間以上)請求権)

2008年 「児童助成法」

(一定基準の～3歳に保育提供義務)

2013年 「児童助成法」改正

(1～3歳に保育請求権。一定基準の～1歳に保育提供義務)

制度的位置付け

○供給率向上への要請

○独自の運営許可基準策定

「児童昼間施設規則」に基づく「自然幼稚園」運営許可基準 (ドイツ バーデン・ヴェルテンベルク州)

	要素	解 説
Ⅰ. 施設・組織	自然環境利用許可	・ 林業または自然保護機関に届け出が受理され、かつ所有者に使用許可を得た特定のエリアに区切られた自然環境があること。
	施設整備	・ 適切な建築基準及び消防許可を受けた、暖房施設のあるシェルターもしくはトレーラーハウスがあること。 ・ 終日保育の場合は、暖房可能な施設、衛生設備があり、温かい昼食が提供され、邪魔されずに睡眠できる施設があること。
	保育者数	・ 実施時間中は、規則に定められた資格を持つ専門保育者2名及び特定の監督者をつけること。 ・ 3歳児から就学前の子どもによるグループでは、2名の保育者が担当し、監督者1名の追加が推奨される。 ・ 終日保育の場合は、最大20名の子どもに保育者2名と監督者1名が終日つくこと。
	定員	・ 3歳児から就学前の子どもによるグループの大きさは最大20名。 ・ 特別な配慮が必要な子どももしくは2歳児が加わる場合は、最大15名とし、2歳児は最大5名まで、かつ6時間以下の保育時間とする。2時間の睡眠時間を設けること。
	保育時間	・ 特別な配慮が必要な子どももしくは2歳児が加わる場合は、6時間以下の保育時間とし、2時間の睡眠時間を設けること。
Ⅱ. 教育内容	教育コンセプト作成	・ 目的、子どもへの支援内容、一日の流れ、自然活動、悪天候時の代替プログラムなどを記した教育コンセプトを作成すること。
	規定策定	・ 自然幼稚園の特性に配慮し、幼稚園規定を策定すること (例えば、保護者への情報伝達や事故リスクの増加などについて) ・ 集合場所、森の幼稚園の開始と終了、お迎え場所、代行や保護者の協力などを規定すること。
	持参物の明確化	・ 天候や季節に合わせ、目的に沿った衣服(原則は重ね着)、替えの衣服、硬い靴、リュックサック、座るときの敷物(小さい断熱材の物)、適切な食べ物、小さなハンカチを用意しておくこと。
	資機材の確保	・ ウォータータンクとアウトドアワゴン、石鹸、鋤(“大”を埋める用)、トイレトペーパー、飲み物の入った魔法瓶、ナイフ・鋸・虫眼鏡、図鑑などの道具を準備すること
	監督範囲の明文化	・ 自然における監督範囲を明文化すること。
Ⅲ. 安全衛生管理	森林管理者等との連絡調整	・ 森林管理局や土地所有者と継続的に連絡を取り、必要に応じて対応を取り決めること。 (例えば、樫に発生するガ、暴風雨後の枝割れ、森林作業、天候による地形の変化など)
	関係省庁との連絡	・ 必要に応じて、さらなる関係官庁、環境保護庁や家畜庁と連絡を取ること。
	衛生措置	・ 健康のための予防方法や衛生措置の遵守を各担当の保健所に明らかにすること。 (例えば、予防接種、ダニ防止、有毒植物、排泄物の除去、手洗いなど)
	緊急・応急対応	・ 緊急用携帯電話、緊急電話番号、保護者の電話番号、応急処置具を準備すること

⇒ 森林等の「自然環境の利用許可」+「軽微な施設」+「森林管理者等との連絡調整」等があれば、運営認可対象に。

ドイツにおける多様なタイプの「森の幼稚園」

- ドイツの「森の幼稚園」は、幼稚園等の供給率を急激に高めることが必要な社会的な背景を踏まえて、独自の運営許可基準が創設
- 主に定員20名以下の小規模園の枠組みで飛躍的に増加し、現在1,500園までに拡大。
- ドイツの「森の幼稚園」の形態として、典型的な「小規模園」と、「一般的幼稚園」による取組と、「統合型」のタイプに整理されている。

(Ingrid Miklitz著『Der Waldkindergarten Dimension eines pädagogischen Ansatzes』Cornelse, 2015年を元に作成)

分類	タイプ	特 徴
典型的な (小規模) 森の幼稚園	独自基準で認可され、 通年で森林・自然に滞在	○ 定員20名の小規模施設。 ○ 幼稚園の時間帯は、基本的に季節や気候に関係なく特定の森林・自然空間で過ごす。 ○ 固定の建物の代わりに、シェルター・トレーラーハウス等を設置。
統合型 森の幼稚園	一般的な幼稚園内で 「森へ行くグループ」を設定	○ 毎日森へいくグループが形成され、行きたい子どもは参加する。 ○ もしくは週・月ごとに特定のグループが交代で森へ行く。
	一般的な幼稚園と、典型的な (小規模)森の幼稚園が協力	○ 午前中は、森の幼稚園で過ごし、午後は一般的な幼稚園で過ごす。
一般的 幼稚園に よる取組	一般的な幼稚園が 「森のプロジェクト週間」を設定	○ たとえば1～3週間、森や自然体験を活動テーマとしたプロジェクトを実施する。
	一般的な幼稚園が 定期的に「森の日」を設定	○ たとえば週に1回、必ず森へ行く日を設ける。

代表的な教本:ミクリッツ「森の幼稚園」(Der Waldkindergarten) (第5版) ～森の幼稚園の「教育面」「運営面」「設立面」を網羅的に記載したガイドブック～



イングリッド・ミクリッツ
(Ingrid Miklitz)

目次

序文

第1章 森の幼稚園の基礎

【教育面】

- 1.1 一般的なこと
- 1.2 理論的な基礎
- 1.3 森の幼稚園の教員-諸々の条件と求められること
- 1.4 森の幼稚園における3歳未満の子どもたち
- 1.5 “音の風景”という自然の中の子どもたち
- 1.6 森の幼稚園と【その後の】学校での能力

第2章 教員が知らなくてはならないこと

- 2.1 教員の基礎知識
- 2.2 危険にさらされる事態を認識し、対応することができる
- 2.3 天候についての知識
- 2.4 天候に合わせた衣服
- 2.5 “回転しながら進む”幼稚園の装備の特徴
- 2.6 森の場の敷地構造
- 2.7 森の幼稚園と猟師たち

第3章 森の幼稚園での教育実践

- 3.1 遊びの形と活動
- 3.2 自然の調査の方法と手順
- 3.3 森の幼稚園でのさまざまな儀式
- 3.4 規則
- 3.5 運動
- 3.6 体験教育
- 3.7 年間スケジュールにおける行事や祭事
- 3.8 高度に支援を必要としている子どもたちの融和
- 3.9 一般的な幼稚園における森の幼稚園教育
- 3.10 移行期を克服する

第4章 保護者との共同作業

【運営面】

- 4.1 保護者へのオリエンテーション
- 4.2 親とのオープンな共同作業
- 4.3 保護者を啓蒙する
- 4.4 出合いの場としての森の幼稚園
- 4.5 共通の課題と共同でおこなうプロジェクト
- 4.6 保護者会と保護者のタベ

第5章 森の幼稚園の組織

- 5.1 保護者による分担金【保育料】(会費)
- 5.2 教育チーム
- 5.3 運営者担い手
- 5.4 受入れ方法
- 5.5 広報活動
- 5.6 発展の継続と評価
- 5.7 公共体の一部としての森の幼稚園、自然幼稚園
-網目状に結合した活動

第6章 資金源を開拓する: 社会福祉スポンサーシップ【設立面】

- 6.1 資金開拓の形態
- 6.2 協賛-パートナーへの道
- 6.3 スポンサーを見つけることへの勇気-実践レポート

第7章 法的基盤と公的(手続き上の)方針 (指針)

- 7.1 森の幼稚園の運営遂行への指針
- 7.2 保証、責任
- 7.3 運営者(担い手)と資金調達
- 7.4 連邦森林法と州法
- 7.5 森の幼稚園に課せられる義務
- 7.6 ちょっとした法律のイロハと助言

第8章 どのように森の幼稚園を設立するのか?

- 8.1 法形態の適切な選択
- 8.2 社団の設立
- 8.3 社団と税務署
- 8.4 社団の設立から森の幼稚園のスタートへ
- 8.5 設立時の広報活動
- 8.6 防水、防雪、防風設備の建設
- 8.7 保証の問題

第9章 研究結果-森の幼稚園についての研究

第10章 付録

参考文献リスト
連絡先
写真の出典

◆背景

- 都市部の過密化による子供の遊び場・自然環境の喪失
 - 共働き世帯の増加により、長時間保育施設内で過ごす子どもが増加。
 - 早期教育の過熱し、受験戦争も過熱
- OECD幸福度調査で、18歳以下の子どもたちの生活満足度が最下位レベル
- ⇒ 教育環境の改善が社会課題化

◆取組

【教育行政】

- ◆2013年「統一カリキュラム」策定(3～5歳児対象)
- 毎日1時間の屋外活動を推奨。
- 遊び、特に屋外での遊びの重要性を位置付け
- 学びの5領域に「自然の探求」を位置付け。
- 自然環境における体験と、それを通じた健全な成長の重要性を明示

【山林行政】

- 山林庁の「森の幼稚園」に関する研究プロジェクト報告書(2008)で、教育理念、設立・運営方法等整理
- 北部地方の山林庁国有林事務所(6箇所)で、幼稚園・保育所を対象にした先行的な取組(2008～)
- ソウル市の公立保育園で模範的な取組(2010～)
- 山林庁による長期研究プロジェクト開始(2010～)

「森林教育の活性化に関する法律」(2011)

「幼児森林体験園」の設定

- 幼稚園・保育所を受け入れるフィールドとして、国有林内に「幼児森林体験園」を設定する際の立地条件・指導者配置等の基準を設定。

「幼児森林指導者」の育成

- 「幼児森林体験園」で指導を担う指導者の教育課程(210時間以上)と、その養成機関の指定基準を設定

韓国「森林教育の活性化に関する法律」(第13条第1項関連)

「幼児森林体験園」登録基準(現在800園が登録)

要素	基準
1. 立地条件	イ. 幼児森林体験園では、森の植生が多様であり、森の健全性を維持することができる森づくりを実施し、進入が便利でなければならない。
	ロ. 幼児森林体験園は、危険施設から水平距離50m以上離れた場所に位置しなければならない。
	ハ. 車両で接近できる地域から300m以内の距離に位置し、徒歩で接近しやすい地域でなければならない。
2. 規模および施設	イ. 幼児森林体験園の規模は、2万㎡以上(特別市・広域市・特別自治市の場合は、1万㎡以上)であり、その境界から半径100m以内に登録された幼児森林体験センターがあってはならない。
	ロ. 幼児森林体験園は、次の施設を参加した幼児が便利に利用できる構造で、立地の特性に合わせて設置する。
	(1)トイレ: 参加人数の使用に不便がないように学習場の周辺に設置し、自然にやさしい簡易トイレを設置する。ただし、隣接距離100m以内にトイレがある場合は、トイレが設置されたことと見なす。
	(2)野外体験学習場: 森体験・生態遊び・観察学習等ができる空間として全体規模の30%以上でなければならない。
	(3)待避施設: 雨・風等が避けられる施設として、規模が100㎡以下の簡易木材構造施設または仮設建物を設置しなければならない。
	(4)安全施設: 危険地域には木材の安全フェンス等の安全施設を設置しなければならない。
3. 運営プログラムおよび教具等	(5)休憩施設: 自然の素材を利用した椅子、テーブル等を設置することができる。
	イ. 季節ごとに運営できる体験プログラムを保有していなければならない。
	ロ. プログラムの運営のための多様な教具が適切に備わっていなければならない。
4. 運営教職員数	ハ. 応急措置のための非常薬品および簡易医療器具、消火器等の非常災害に備えた器具等が備わっていなければならない。
	イ. 幼児森林体験園の効率的な運営のため、次の区分による人数の幼児森林指導者を常時配置する。
	(1) 幼児の常時参加人数が25名以下の場合: 幼児森林指導者1名
	(2) 幼児の常時参加人数が26名以上50名以下の場合: 幼児森林指導者2名
5. その他の事項	(3) 幼児の常時参加人数が51名以上の場合: 幼児森林指導者3名
	ロ. 幼児の安全のための幼児森林指導者のほか、補助教師が選定・配置されていなければならない。
5. その他の事項	国または地方自治体の幼児森林体験園の運営基準および方法等、その他必要な事項は山林庁長が別に定めることができる

韓国「森林教育の活性化に関する法律」 「幼児森林指導者」養成課程(210時間以上)

区分	教育科目	教育内容	合計 210	時間 講義 104	実習 106
森林教育論 (15時間以上)	森林概論、林学概論	森林の経営・利用・造成、森林環境概論、森林景観および美学	4	4	
	森解説概論	森解説の理解および原則、森解説の適用過程	3	3	
	森林教育概論	森林教育の理解、社会環境教育論、環境倫理および哲学	4	4	
	森林人間	森林と人間の歴史、森林文化、休養	4	4	
森林生態系 (45時間以上)	森林生態学	森林生態系の構造と特徴	6	6	
	植物の理解	樹木分類の基礎および図鑑活用法	18	6	12
	野生動物の理解	野生鳥獣生態学および図鑑活用法	10	4	6
	昆虫の理解	国内主要生息昆虫の理解および図鑑活用法	6	2	4
	森林土壌学	森林土壌の構造と環境	5	2	3
コミュニケーション (15時間以上)	コミュニケーション技法	幼児意思疎通方法の理解、意思疎通技法の実習	5	5	
	マルチメディア活用法	幼児森活動記録法、動画製作および活用法	10	3	7
幼児教育 (22時間以上)	幼児教育概論	幼児教育および保育の理解、幼児教育の歴史および世界の動向	6	6	
	幼児発達論	胎児・嬰兒発達理論、幼児発達理論	8	8	
	森幼稚園と特殊児童指導	特殊教育の理解・指導、森でのリハビリ、治癒等の事例	8	6	2
幼児森林生態教育 および プログラム開発 (63時間以上)	幼児森林生態教育概論	幼児森林教育の理解、幼児森林体験園の理解と必要性、幼児森林指導者教育課程の理解	10	6	4
	幼児森林体験園運営・管理	幼児森林体験園の運営・管理	5	2	3
	森の幼稚園の運営事例	先進国の事例、年齢別・場所別の事例	3	3	
	森クラスづくり	森クラスの規律、森クラスの注意事項	3	3	
	幼児森林生活指導	幼児基本生活習慣の理解、森での幼児生活理解・指導	6	4	2
	幼児森林指導者論	幼児森林指導者の素養および資質、幼児森林指導者の役割および業務	6	4	2
	幼児森林生態教育プログラム開発	幼児森林生態教育プログラム企画、幼児森林生態教育プログラム開発	10	4	6
	幼児森林生態教育プログラムの運営および実習	幼児森林生態教育プログラム運営(生態絵本、生態科学、生態美術、動植物交感、瞑想、自然健康等)、幼児森遊び指導(自然の物を活用した幼児森遊びの理解、年齢別・季節別・場所別の森遊び指導)	20	5	15
安全教育および 安全管理 (20時間以上)	応急処置	応急処置および心肺蘇生法等	12	4	8
	野外活動指導	野外活動の特性、教育施設および危険要素、モニタリング	4	2	2
	児童安全管理	幼児自然生活健康の理解、幼児健康生活と安全教育	4	4	
教育実習 (30時間以上)	国家・地方自治体および森林教育を目的に設立された法人・団体等にて30時間以上補助教師等として活動		30		30

Ⅱ．先行県等による取組の動向

- ①鳥取県
- ②長野県
- ③広島県
- ④三重県
- ⑤埼玉県秩父地域、
- ⑥兵庫県多可町
- ⑦その他

【1】鳥取県

「とっとり森・里山等自然保育認証制度」

【目的】 1年を通して野外での保育を中心に
行う園を鳥取県が設けた基準に基づ
き認証し、支援することで、鳥取県の
豊かな自然を活かして子どもたちが健
やかに育つことを目的とする。

【施行】 平成27年3月25日

- 【内容】 ○ 県が定めた基準(右表)を満たす園
を「自然保育を行う園」として認証
○ 認証された「自然保育を行う園」に
対して、その利用児童数に応じて運
営費を補助。
○ 平成28年度には、有資格者が2人
いる場合の「有資格者加算」、同時
在園時の第2子・第3子以降の保育
料の無償化(所得制限あり)を拡充。
○ 認証基準とは別に、「保育内容」「保
護者への対応」「健康・衛生」などの
日々の運営に関する要領を策定

【認証数】 8園(平成27年6園、平成28年8園)

●主な認証基準

活動時間	・原則、週5日、年間39週活動すること。 ・1週間の自然フィールドの活動時間は、概ね1 0時間以上とすること。
対象年齢	3歳児(年度中に満3歳となる児童を含む)から 就学前児童
人員配置	・保育者は児童6人に1人以上配置し、最低でも 2人は配置すること。 ・保育者のうち1名以上は、保育士又は幼稚園 教諭であること。 ・緊急時の医療的対応、定期健康診断等を行う 嘱託医を置くこと。
設備	・活動を行うための自然フィールドが複数あるこ と。 ・大雨・大雪や冷温から避難でき、または拠点と なる施設を備えること。
安全対策	・安全対策マニュアル(予防、緊急対応両面)を 作成し、それに基づき活動すること。

●児童一人当たりの月額単価

1クラスにおける 定員区分		3人～ 12人	13人～ 18人	19人～ 24人	25人以上
月額 単価	基本単価	28,450円	25,450円	23,950円	23,050円
	有資格者 加算単価	2,560円	1,700円	1,280円	1,020円

※ 平成29年度から「保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度」も創設し、活動補助を開始



【2】長野県

「信州やまほいく(信州型自然保育)認定制度」

【目的】 保育等を行う者が実践する自然保育を県が認定し、その認定を受けた者の学び合いと交流活動を支援することにより、自然保育の社会的な認知及び信頼性の向上を図る

【施行】 平成27年4月1日

【内容】 ○認可保育所、認可幼稚園、認定こども園、野外保育団体含む認可外保育施設等が対象

○質・量ともに自然保育に重点を置いて取り組んでいる「特化型」と、他のプログラムと合わせて自然保育にも取り組んでいる「普及型」の2区分

○認定園のポータルサイトへの掲載、研修交流会等の人材育成支援、各種イベントでのアピール等を支援

【認可数】 152園
(H27:72園、H28:43園、H29:37園)
(特化型10園、普及型142園)

①信州型自然保育《特化型》

質、量ともに自然保育に重点を置いて取り組んでいる活動

《特化型の主な認定基準》

- ・1週間で合計15時間以上、屋外を中心とした体験活動が行われている。
- ・通算2年以上の自然体験活動の指導経験がある常勤保育者が半数以上いる。
- ・安全管理の専門講習を受講した常勤保育者がいる。

②信州型自然保育(普及型)

他のプログラムと合わせて、自然保育にも積極的に取り組んでいる活動

《普及型の主な認定基準》

- ・1週間で合計5時間以上、屋外を中心とした体験活動が行われている。

《共通する主な認定基準》

- ・屋外での子どもの自然体験活動を毎月計画的に実施。
- ・屋外での子どもの自然体験活動に使用できる場所が園庭以外にあり、優先的に使用できる。
- ・自然体験活動に関する外部の研修等に参加した常勤保育者がいる。
- ・対外的に自然体験活動に関する事例発表等を行った常勤保育者がいる。
- ・屋外での体験活動時には、安全管理に十分配慮した保育者の配置体制をとっている。

※ H29～特化型(認可外保育施設)の保育者人件費の1/4を補助。H30～研修・フィードバック整備費を補助

【3】広島県

「ひろしま自然保育認証制度」

- 【目的】 ①県内全ての子どもたちが、認可形態を問わず、より安心して多様な自然保育を体験できる環境を充実させる
 ②県内で自然体験活動を積極的に行っている団体を、県独自の基準で認証し、活動の情報発信等を行う

【施行】平成29年10月10日

【対象】○認可保育所、認可幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等が対象

【区分】《Ⅰ型》質・量ともに充実した自然体験活動を行い(週10時間以上/週)、自然フィールドが園庭以外にあること
 《Ⅱ型》日々の保育等に自然体験活動を積極的に取り入れ(週5時間以上/人)、自然フィールドが園庭以外にあるか、多様な自然体験活動ができる園庭があること。

【認可数】14園(幼稚園(4)、保育所(3)、認定こども園(2)、認可外保育施設(5))

【支援策】人材育成(交流会、指導者派遣、講習会)
 情報発信(シンポジウム、リーフレット作成)

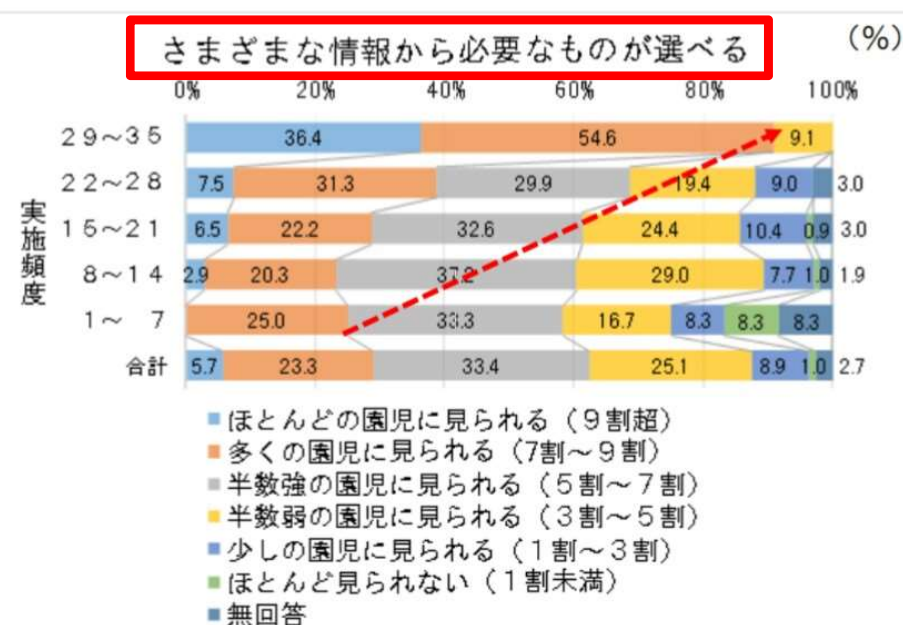
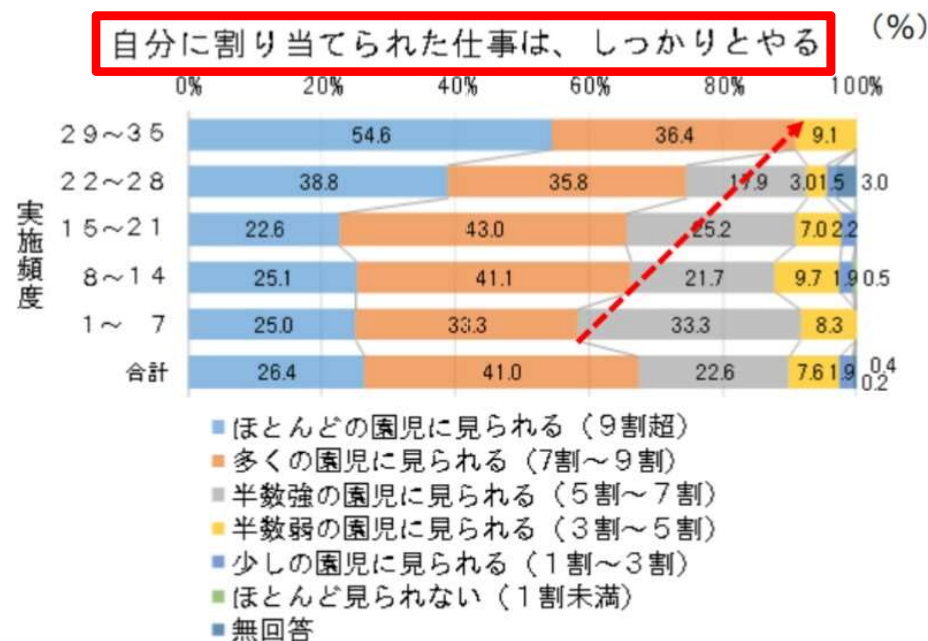
●主な認証基準

保育等の内容	・ 保育所保育指針、幼稚園教育要領又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領を尊重し、子供の状況や発達過程を踏まえた教育・保育活動を行うこと。
自然体験活動	・ 3歳以上の子供について、屋外を中心とした自然体験活動の時間が、平均して週10時間以上となっていること。 ・ 園の活動方針や指導計画等に、自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること
屋外での活動場所	・ 屋外での自然体験活動に使用できる場所(自然フィールド)が園庭以外にあり、季節や天候に応じて様々な自然体験活動ができること。
安全確保	・ 屋外で子供の体験活動を行う際は、十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。 ・ 屋外で子供の体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成していること。かつ、保育者と保護者に周知していること。
研修(質の担保)	・ 自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。 ・ 保育者は、幼児の教育・保育を行う上で有効であると考えられる研修(一部の保育者がこれらの研修を受講し、当該保育者が他の保育者及び管理者に研修内容を伝達するものを含む。)を年1回以上受講すること。

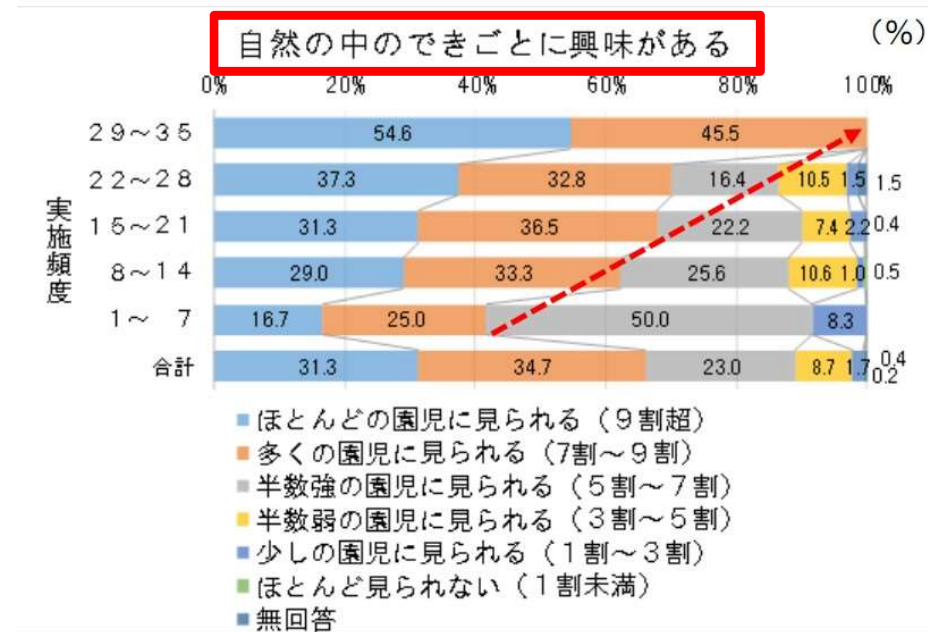
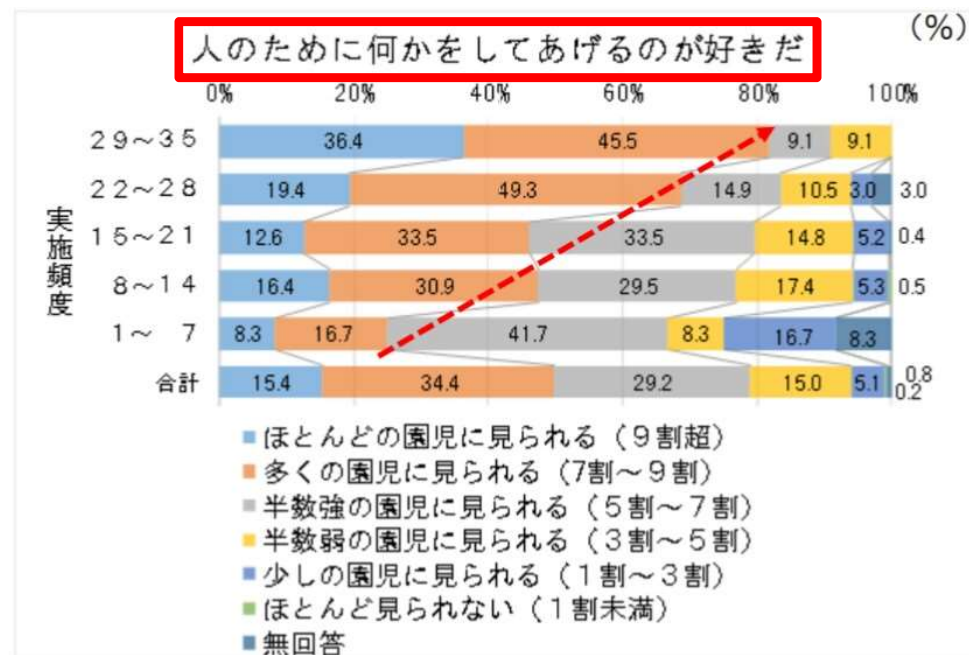
【4】三重県「野外体験保育有効性調査」等

○平成27年度に、県内の全保育所、幼稚園、認定こども園(636園)を対象にアンケート調査等を実施(546園回答(回収率85.8%))し、実態把握と有効性調査を実施

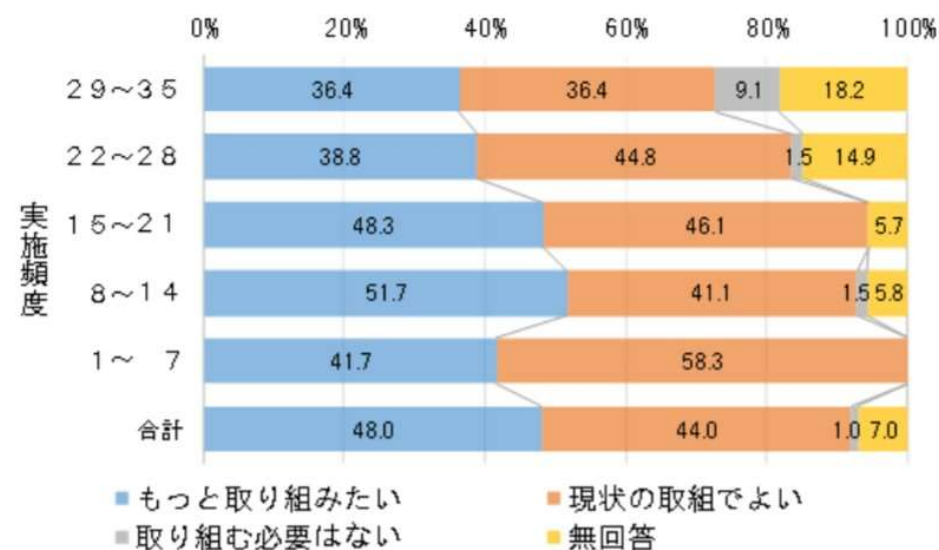
○野外体験保育の実施頻度が高い園ほど、園児が「自分からすすんで何でもやる」、「自分に割り当てられた仕事は、しっかりやる」、「さまざまな情報から必要なものを選べる」が高い傾向にあった。



【4】三重県「野外体験保育有効性調査」等



実施頻度と野外体験保育に対するニーズ



○野外体験保育の実施頻度が高い園ほど、園児が「人のために何かをしてあげるのが好きだ」、「自然の中のできごとに興味がある」傾向。

○約半数の園が、「野外体験保育をもっと取り組みたい」と回答し、実施頻度が低い園ほど、ニーズも高い傾向。

○上記結果を踏まえ、平成28年度から以下の事業を実施

- ・「野外体験保育アドバイザー派遣」
- ・「野外体験保育事例研究会」
- ・「野外体験保育シンポジウム」

○平成30年度からは新たに指導者養成を開始

■埼玉県秩父地域

【名称】「ちちぶ定住自立圏自然保育認証制度」

【主催】ちちぶ定住自立圏推進委員会（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）

【目的】豊かな自然環境を生かし野外での保育等を行う園を認証することで、児童の健全育成と移住促進等を図る。

【時期】平成30年3月／1園認証

【助成】50万円/年

●主な認証基準

保育等の内容	・ 原則として週5日、年間39週活動すること。 ・ 毎月計画的に実施されていること。
人員体制	・ 在籍児童数が6人以上であること。 ・ 保育者と在籍児童数が基準を満たしていること。 ・ 保育者の1/3以上が有資格者であること。 ・ 外部研修等への参加や内部研修があること。 ・ 記録を広報紙・WEB等で公開していること。
設備	・ 拠点となるフィールドがあり、複数のフィールドがあり、常に維持管理がされていること。 ・ 大雨・大雪等から避難でき、暖房機器がある拠点施設を有すること。
安全対策	・ 安全管理できる保育者の配置がなされている。 ・ けが・事故への迅速な対応の体制がある。 ・ 安全対策マニュアルを作成し、周知している。 ・ 緊急医療や定期健診等を行う嘱託医を置くこと。

■兵庫県多可町

【概要】移住・定住促進と保育の質の向上に向けて「森のようちえん」への助成を実施

【時期】平成29年度～

【経緯】○平成22年度に設置された「多可町就学前教育・保育検討委員会」が「智頭町森のようちえん・まるたんぼ」を視察したり、町内の活動事例の話題提供を踏まえて、同検討会答申に自然体験の意義を指摘。

○「多可町就学前教育・保育に関する基本計画」(平成23年・多可町教育委員会策定)において、「森のようちえん」が位置付けられるとともに、その保育の考え方の重要性が指摘

○平成24年度から「森のようちえん」等の考え方に学ぶ「自然体験研修事業」を実施。

【内容】同町に住む幼児1人につき年間20万円(上限100万円)を各グループに交付

【対象】現在、町内では「にじの子」「多可ころね」の2グループが活動

先進自治体による取組⑦(その他)

県	主な取組内容
岐阜県	○「木育大交流会」等の開催を通じた、普及啓発・人材育成・ネットワーク化支援 ○「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用した市町村等による活動フィールドの環境整備等への支援 ○「岐阜県立森林文化アカデミー」と連携協定を締結した市町村への専門家派遣 ○2020年に「岐阜県立森林文化アカデミー」に「森林総合教育センター」を開設し、指導者養成を予定
秋田県	○「秋田県水と緑の森づくり税」の「森林環境教育推進事業」による幼稚園・保育園等の活動支援 ○2018年から「森の保育士」の要請を開始
山梨県	○2017年に策定された「やまなし子ども・子育て支援条例」において、自然体験活動の推進を位置付け ○園への実態調査を踏まえて、2018年に「幼児自然体験推進検討会」を設置して促進策を検討
滋賀県	○滋賀県「協働提案制度」による「森のようちえん」体験会・フォーラム開催等を通じた普及支援
石川県	○7つの自然公園を拠点に、「里山子ども園」として保育所等の自然体験を受入（H29実績：34園37回） ○保育士等を対象に、「里山子ども園」のノウハウ・知識の習得を目的に「里山子ども園研修会」を実施
愛知県	○「あいち海上の森センター」に、幼児森林体験フィールドを整備して、園等の利用を受け入れ ○「幼児森林体験マニュアル」を作成・公開、「森のようちえん」体験会の開催や指導者養成等を実施
山梨県 都留市	○「宝の山ふれあいの里ネイチャーセンター」が、幼稚園・保育所の森林体験活動・森林整備等を支援 ○「幼児のための自然体験活動研究フォーラム」を開催し、情報交換・ネットワークづくり
岐阜県 美濃加茂市	○市立保育園の裏山の森林整備を通して、私立幼稚園による森林体験を促進 ○イベント型の「森のようちえん」の開催、幼児期の森林体験のフィールド整備
滋賀県 高島市	○2017年から市内全公立園で、高島市森林公園や園周辺の森林等での里山体験を支援（年間2回程度） ○2018年からは、補助を拡充して私立園への取り組みを広げた。

「子ども・子育て支援制度」の枠組み等を活用した 自治体による特色ある園等の認可等の事例

類型	区分	小区分	所在地	施設名・運営組織名	その他
施設型 給付	保育所	—	神奈川県 葉山町	「おひさま保育室」 (NPO)おかげさまのめぐみ舎)	2004年設立、2015年認可 定員30名、対象0～5歳
	幼稚園	—	長野県 長野市	「子どもの森幼稚園」 (学校法人いづな学園)	1983年設立、2005年開園 定員60名、対象3～5歳
	認定 こども園	幼稚園型	高知県 高知市	「もみのき幼稚園・めだか園」 (学校法人日吉学園)	2010年開園 定員193名、対象0～5歳
		地方裁量型	山梨県 富士吉田市	「Fujiこどもの家バンビーノの森」 (株)バンビーノの森)	2007年開園、2016年認可 定員35名、対象3～5歳
地域型 保育給付	地域型 保育事業	家庭的保育事業	長野県 安曇野市	「くじら雲」 (NPO)響育の山里)	2006年開園、2016年認可 定員5名、対象0-2歳
		小規模保育事業 (特定地域保育型保育)	島根県 津和野町	「うしのしっぽ」 (NPO)さぶみの。連携施設有)	2015年開園(2017年移転) 定員12名、対象1～5歳
		事業所内保育事業 (企業主導型保育事業)	北海道 七飯町	「牧場のこども園 スーホ」 (どさんこミュゼ株)	2016年開園 定員9名、対象0～5歳
地域子ども・子育て 支援事業	地域子育て支援拠点事業	センター型 (子育て支援センター)	新潟県 新潟市	「Akiha里山子育て支援センター 森のいえ」(NPO)アキハロハス)	2011年開園、2013年開設 対象概ね0-3歳
		ひろば型 (子育てひろば)	北海道 登別市	「富岸子育てひろば」(NPO)登別 自然活動支援組織モモンガくらぶ)	2010年開設 対象0-3歳

Ⅲ 今後の展望

- ① 都市部の子育て世代のニーズ
- ② 「森と自然を活用した保育・幼児教育」の教育的効果・社会的効果
- ③ 官学民の連携・協働による質の向上・裾野の拡大
- ④ 福祉・教育部署と森林・環境部署の連携・協働
- ⑤ 社会化に向けた今後の展望

【調査名】「都市地域に暮らす子育て家族の生活環境・移住意向調査」(NTTデータ経営研究所)

【対 象】首都圏及び全国の政令指定都市に居住し、0～6歳未満の子供のみを持つ男女

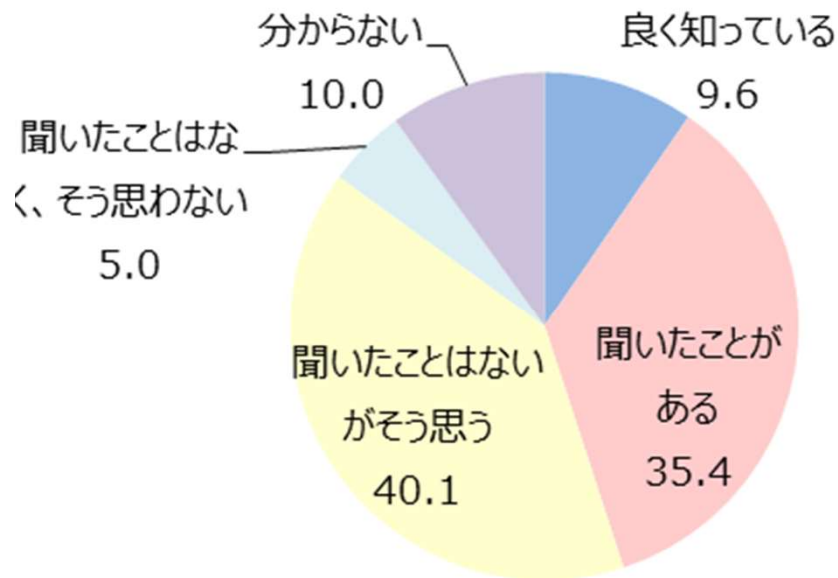
【方 法】非公開型インターネットアンケート(NTTコム リサーチ)

【期 間】2016年1月26日～2016年1月29日

【回答数】1,023人

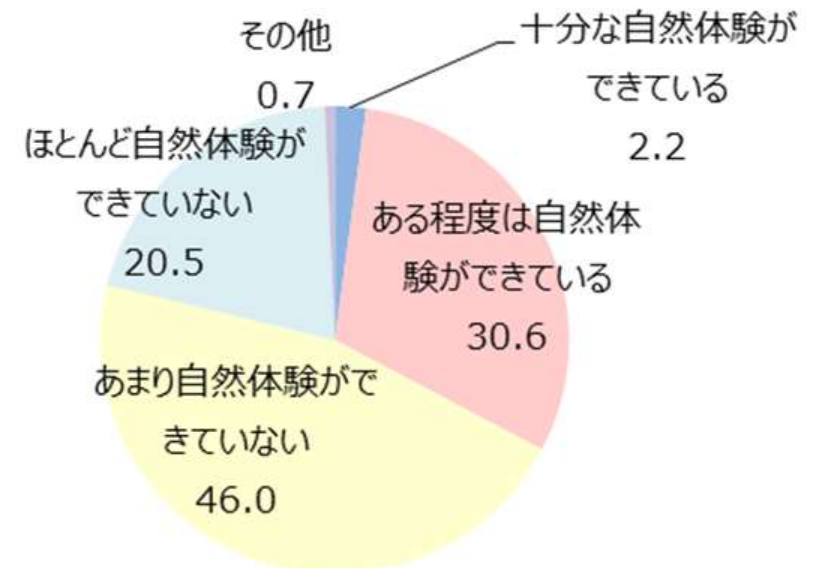
○”自然体験”が子どもの成長に良い影響を及ぼすことへの認知度

→ 約半数が聞いたことがあり、「聞いたことはないがそう思う」も約4割で大多数が認知。



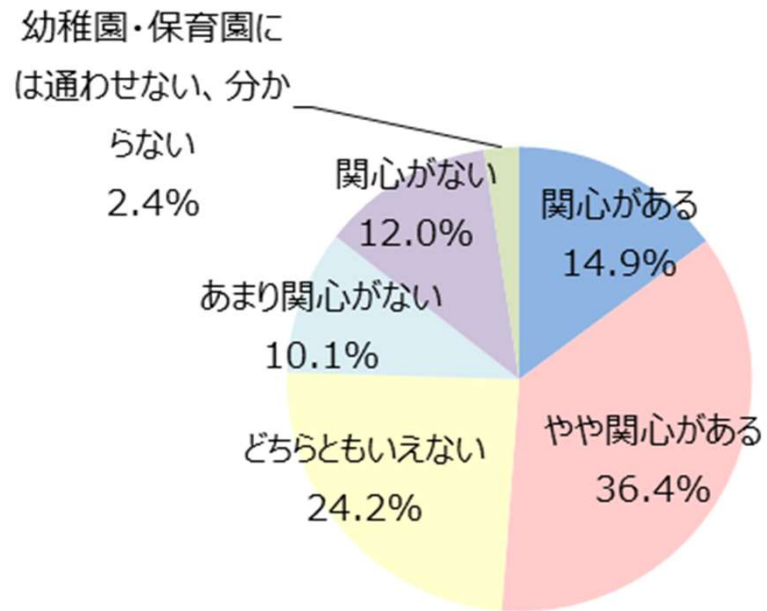
○子どもの“自然体験”の実施状況

→ 「できている」と認識しているのは約3割、7割が「できていない」と認識

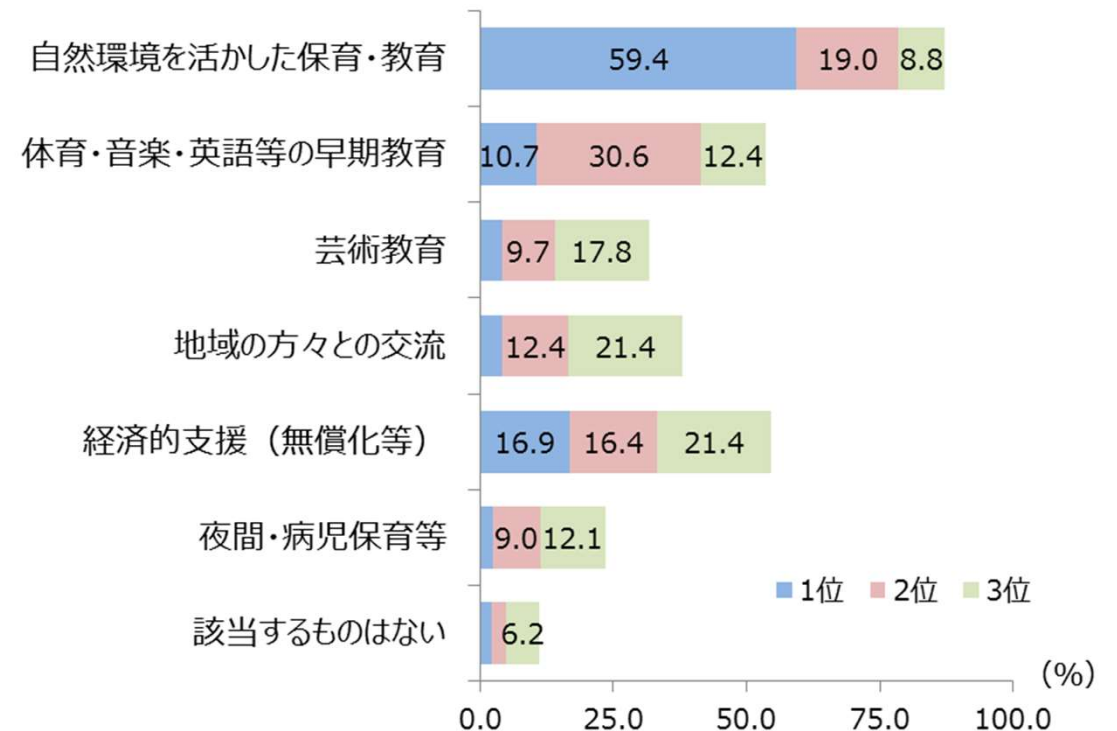


22 都市住民の「森と自然を活用した保育・幼児教育」へのニーズ (未就学児の子育て世代対象のインターネット調査から)

○(現在の居住地近隣や移住先で)
「森のようちえん」に通わせることへの関心
→ 約半数が関心を持っている。



○(地方への移住・転職などを行う場合)
保育園・幼稚園にあると特に魅力と思うもの
→ 「経済的支援(無償化等)」「上位3位で5割」より「自然を活かした保育・教育」が多い(9割)



→ 「森と自然を活用した保育・幼児教育」への潜在的なニーズは高い
⇒ 移住施策としての「森と自然を活用した保育・幼児教育」は有効な一方策

教育的効果

教育部署・
保健福祉部署

多様性・流動性等がある
森林・自然等の環境を通した
主体的・対話的で深い学び
(アクティブ・ラーニング)

非認知的能力・
自己肯定観の向上等の
5領域における
保育・幼児教育の質の向上

健康

人間関係

環境

言語

表現

グローバル社会を生き抜く
「自ら考え、行動できる」
次世代の育成

社会的効果

まちづくり・地方創生部署

- 子育て世代の移住促進
- 地域のにぎわい創出・エンパワーメント
- 女性の活躍 etc

教育部署

- 地域の教育力の向上
- 社会教育の促進 etc

保健福祉部署

- 待機児童の解消
- 子育て支援(育児ストレス緩和)
- 高齢者の生きがいづくり

地方
自治体地域住民
・教育森と自然
を活用した
保育・幼児教育保護者
・世帯森林・
環境農山村
地域社会

- 森林・環境整備促進
(新たな担い手拡大)
・森林ESDの推進
(幼児期への拡充) etc

森林・環境部署

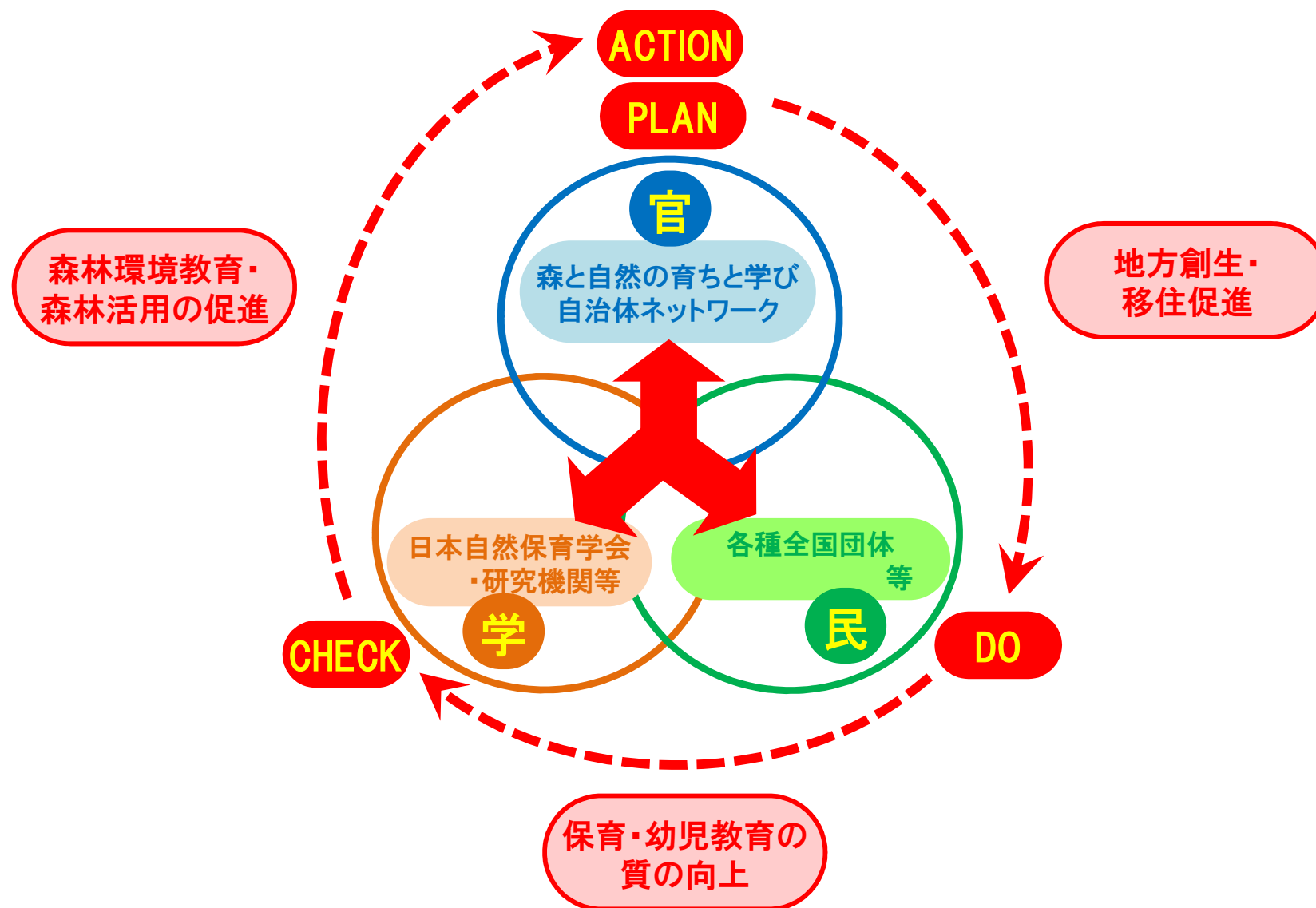
- 都市と農山村の交流
- 農山村地域の振興
etc

農村振興部署

「森と自然を活用した保育・幼児教育」等が有する多様な教育的効果・社会的効果を活かして、
多様な政策課題と連携して「持続可能な社会づくり」に向けた取組を促進

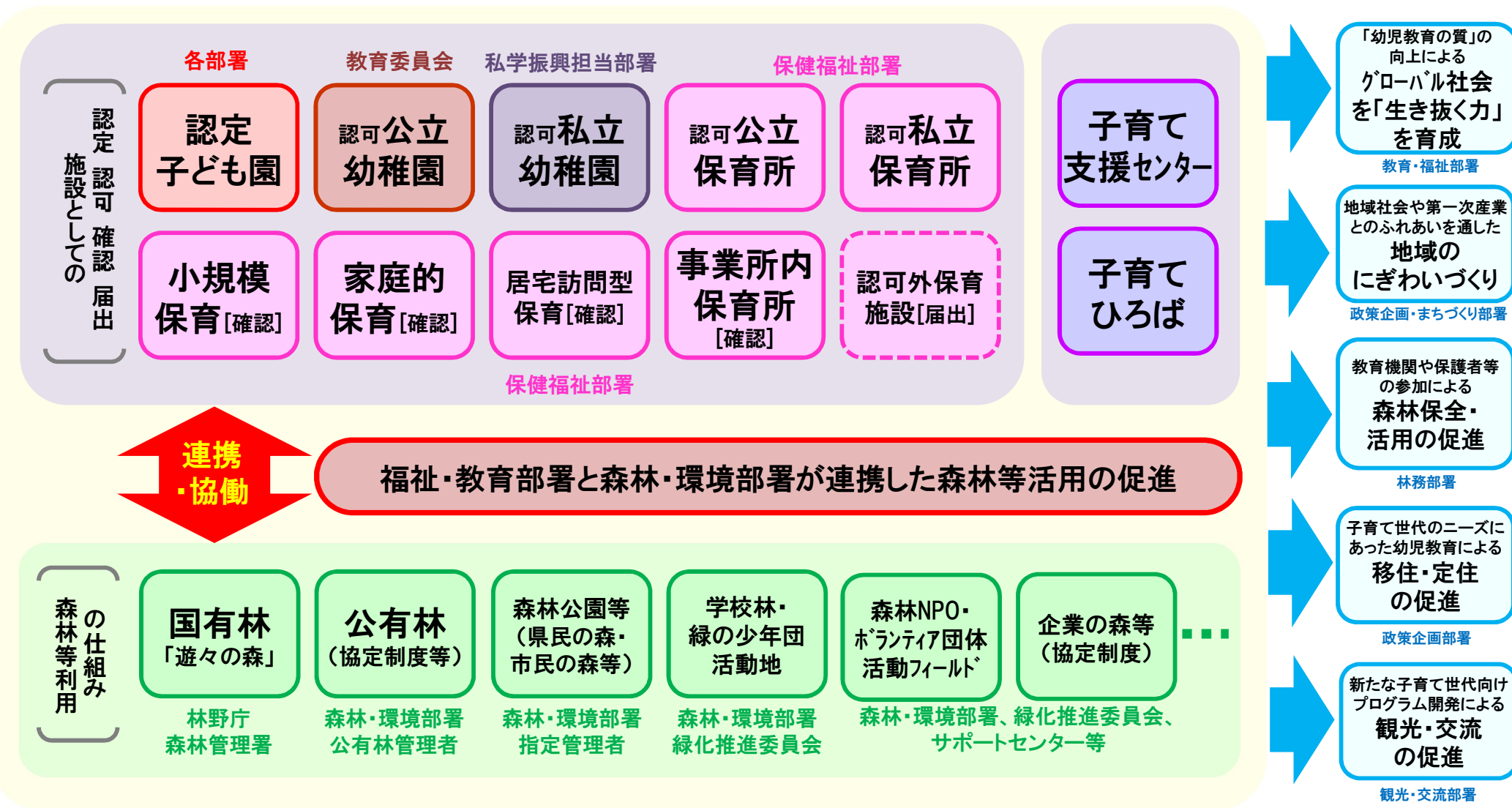
官学民の連携・協働による 「森と自然を活用した保育・幼児教育」の質の向上・裾野の拡大

行政セクターのプラットフォームの設立を契機に、学術セクター・民間セクターのプラットフォームとの各セクター間での連携・協働の促進を通してPDCAサイクルを確立し、保育・幼児教育の質の向上や裾野の拡大、森林環境教育・森林活用等を通して地方創生・移住促進等を促進

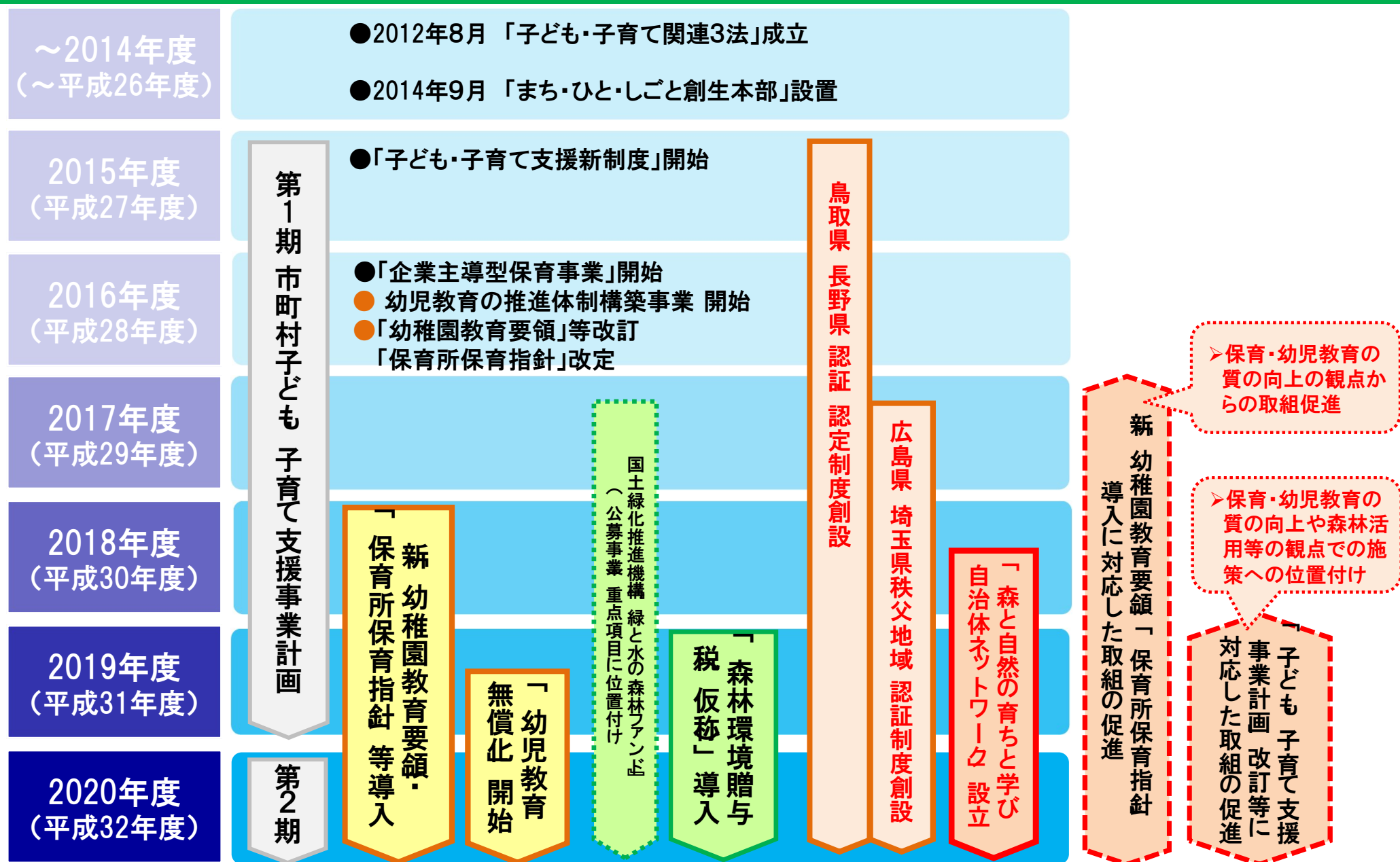


福祉・教育部署と森林部署が連携した 「森と自然を活用した保育・幼児教育」の促進

- これまで学童期においては、国レベルでは文部科学省と農林水産省・林野庁が、都道府県・市町村レベルでは教育部署・教育委員会と林務部署が連携して、「学校林」の整備や、校庭等の「学校環境緑化」の取組を促進
- 幼児期においても、園等の認可等を担う福祉・教育部署と、フィールドを所管する森林・環境部署が連携・協働して、多様な森林・自然等のフィールドや森林・自然等の人材を活用して、「森と自然を活用した保育・幼児教育」を促進



“森と自然を活用した保育・幼児教育”等の社会化に向けた今後の展望 (イメージ)



保育・教育行政や森林・環境行政の制度改正のタイミングに合わせて、社会化の取組を促進

- 温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図る森林整備を進めるとともに、自然条件が悪い森林を市町村が管理するため、国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える「森林環境税(仮称)」を創設
- 平成31年度から先行した導入を予定している「森林環境譲与税(仮称)」は、3割は「人口割」で配分されるため、森林が少ない都市部の自治体にも配分。使途として森林環境教育や都市山村交流等の「普及啓発」も想定。

【森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ】





ご静聴、ありがとうございました。



◆お気軽にお問い合わせ下さい◆

公益社団法人国土緑化推進機構 政策企画部
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館5階
Tel:03-3262-8437 Fax:03-3264-3974
E-mail : fore-sapo@green.or.jp <http://www.green.or.jp/>



緑の募金